

清水町指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施要領

(平成 22 年 2 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この要領は、清水町が指定する指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業所（以下「事業者等」という。）に対し行う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条に基づく指導、第 78 条の 7、第 83 条、第 115 条の 17 及び第 115 条の 27 に基づく監査の実施方法について定め、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを方針とする。

(指導の方法)

第 3 条 事業者等に対する指導の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導 対象となる事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、制度改正の内容、過去の指導事例等について、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導 対象となる事業者等の事業所において、関係書類の閲覧、関係者に対する質問等により行う。

2 町長は、前項の指導に際し、特に必要があると認められる場合については、北海道と合同で指導を実施するものとする。

3 町長は、厚生労働省が事業者等に対し運営指導を実施する場合にあっては、合同で運営指導を行うものとする。

(指導対象の選定)

第 4 条 指導は、すべての事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、前条の指導形態に応じて、次の基準を標準として対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導の選定基準 原則すべての事業所等を対象とする。

(2) 運営指導の選定基準

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始し、又は入所定員を増加した事業者等。

イ 国が示す指導重点事項に該当する事業者等。

ウ その他運営指導が必要と認める事業者等。

2 前項の規定にかかわらず、指導対象となる事業所が本町に所在しない事業者等については、当該事業者の所在地の市町村が指導等を行った結果、特に問題が認められなかった事業者等については、本町による当該年度における指導は省略できるものとする。

(指導の通知)

第5条 町長は、指導を実施する場合においては、次の事項により、当該事業者等に通知するものとする。

(1) 町長は、集団指導の対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を指定地域密着型サービス事業者等集団指導の実施について（第1号様式）により通知するものとする。

(2) 町長は、運営指導の対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を指定地域密着型サービス事業者等実地指導の実施について（第2号様式）により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席職員

オ 準備すべき書類等

(指導結果の通知等)

第6条 運営指導の結果については、指定地域密着型サービス事業者等実地指導の結果について（第3号様式）により通知するとともに、改善を要すると認められた事項については、指摘した事項に係る改善状況報告（計画）書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

2 運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を実施する。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

(2) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合。

(監査方針)

第7条 監査は、法第78条の7、第83条、第115条の17及び第115条の27の規定に基づき、関係法令等に定める介護給付等に係るサービス内容について不正または著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを方針とする。

(監査の実施)

第8条 監査は、次に掲げる事項に該当する場合に実施する。

(1) 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合

(2) 介護報酬の請求について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合

(3) 重大な運営基準違反があったことを疑うに足りる理由がある場合

(4) 正当な理由なく指導を拒否した場合

(監査の方法等)

第9条 町長は、監査対象となる事業者等を決定したときは、法に基づく指定地域密着型サービス事業者等監査の実施について（第5号様式）により、次に掲げる事項を当該事業者等にあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席職員
- (5) 準備すべき書類等

2 監査に当たっては、監査対象となった事業所の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬の請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

3 監査は、2名以上の班を編成し、原則として班長は管理職以上の職員が担当する。（監査後の措置）

第10条 町長は、監査終了後、指定地域密着型サービス事業者等監査調書（第6号様式）を作成するとともに、監査の結果について当該事業者等に指定地域密着型サービス事業者等監査の結果について（第7号様式）により通知するものとする。

2 町長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づく勧告又は命令等の措置を講ずるものとし、当該事業者等は、期限内に当該指定基準に違反している事項について改善の上、第6条第1項に定める改善状況報告（計画）書（第4号様式）を提出するものとする。

3 町長は、当該事業者等が前項の規定による勧告又は命令等に従わないときは、法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29の規定に基づく指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）の措置を講ずるものとする。ただし、指定の取消し等を行う必要がないと認める場合は、運営指導に準じた指導を行うものとする。

4 町長は、前項の規定により指定の取消し等の措置を講じようとするときは、指定の取消し等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（返還金等の取り扱い）

第11条 町長は、監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬請求に関し、不正又は不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、北海道国民健康保険団体連合会に通知し、当該事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除するよう求め、又は、返還金相当額を当該事業者等から当該保険者である町に返還するよう求めるものとする。

2 町長は、返還の対象となった介護給付費に係る被保険者等が支払った自己負担額

に過払いが生じている場合には、当該事業者等に対して、当該自己負担額を被保険者等に返還するよう指導するとともに、被保険者等にその旨通知するものとする。

(現況報告)

第12条 当該年度の4月1日時点において、指定を受けている事業所等は、別に定める「介護保険施設等現況報告書」を毎年5月末日までに町長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

様

清水町長

指定地域密着型サービス事業者等集団指導の実施について

日ごろから本町の介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記集団指導を下記のとおり実施しますので、出席されますよう御案内申し上げます。

記

- 1 実施指導の根拠 介護保険法第23条の規定による
- 2 集団指導対象事業所
- 3 日時及び場所
- 4 担当者
- 5 出席職員
- 6 準備すべき書類等

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

清水町長

指定地域密着型サービス事業者等運営指導の実施について

介護保険法に基づく運営指導を下記のとおり実施しますので、関係職員等の対応について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 指導の根拠及び目的 介護保険法第23条の規定により、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。
- 2 対象事業所
- 3 日時及び場所
- 4 担当者
- 5 出席職員
- 6 準備すべき書類等

年 月 日

様

清水町長

指定地域密着型サービス事業者等運営指導の結果について

年 月 日に実施した介護保険法第23条の規定に基づく運営指導の結果、別紙のとおり是正又は改善を要する事項が認められたので、通知します。

つきましては、速やかに所要の改善措置等を講じるとともに、その結果について確認できる書類を添付のうえ、「改善状況報告（計画）書」により 年 月 日までに報告してください。

記

- 1 指導対象事業所
- 2 指導の日時及び場所
- 3 指導の内容

以上

〈是正又は改善を要する事項がない場合〉

年 月 日に実施した介護保険法第23条の規定に基づく運営指導の結果、是正又は改善を要する事項はありませんでした。

今後も引き続き、関係法令等を遵守のうえ適正な事業運営を行ってください。

記

- 1 指導対象事業所
- 2 指導の日時及び場所
- 3 指導の内容

以上

第4号様式（第6条関係）

事業所番号 ()

事業所名

改善状況報告（計画）書

是正又は改善を要する 事項	改善措置及びその方法	実施時期

注) 改善指導等が確認できる書類を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

清水町長

指定地域密着型サービス事業者等監査の実施について

介護保険法に基づく監査を下記のとおり実施しますので、関係職員等の対応について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 監査の根拠 介護保険法第78条の7、第115条の17及び第115条の27の規定による
- 2 指導対象事業所
- 3 日時及び場所
- 4 監査担当者
- 5 出席職員
- 6 準備すべき書類等

第6号様式（第10条関係）

指定地域密着型サービス事業者等監査調書

事業者名			
所在地			
開設者氏名		管理者氏名	
監査年月日	年 月 日		時 分から 時 分まで
監査担当者	所 属	職 名	氏 名
事業者等出席者の状況			
職名等	氏 名	職名等	氏 名
総合所見			

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

様

清水町長

指定地域密着型サービス事業者等監査の結果について

（勧告、命令等通知する場合）

年 月 日に監査を実施した結果、介護保険法第78条の9（第83条の2、第115条の18、第115条の28）の規定に基づく勧告（命令）を行う事由に該当する事項が認められましたので通知します。

（指定の取り消し等通知する場合）

年 月 日に監査を実施した結果、介護保険法第78条の10（第84条、第115条の19、第115条の29）の規定に基づく指定の取り消し等を行う事由に該当する事項が認められましたので通知します。

（指定取り消し等に至らず、再度運営指導を行う旨を通知する場合）

年 月 日に監査を実施した結果、不利益処分には至らないものの、改善を要する事項が認められたため、引き続き運営指導を行いますので通知します。なお、運営指導の実施につきましては、別途通知します。